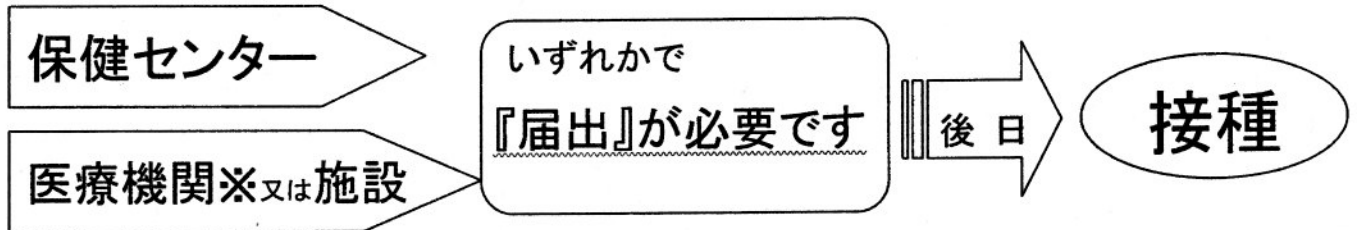


高齢者(65歳以上)等のインフルエンザ等予防接種を

市外(県内)の医療機関で接種される方へ



市が実施する予防接種を、市外の岐阜県広域化予防接種事業協力医療機関で接種を受ける方は、保健センターもしくは医療機関や施設で、接種の前に届出をして下さい。

※今年度から一部の医療機関でも届出ができるようになりました。医療機関で届出される方は、上石津保健センターに確認の上、接種の2週間以上前に届出して下さい。

岐阜県広域化予防接種事業とは

かかりつけ医等の理由により、住所地の市町村以外の登録医療機関で予防接種法に基づく予防接種を受けることができる制度です。
接種を受ける方の利便性を高め、予防接種率の向上及び健康被害の防止を図ることを目的としています。

☆届出に必要な持ち物☆

○ 接種を受ける本人が届出される場合

接種を受ける方の身分証明となるもの(運転免許証、健康保険証など)

○ 家族など代理の方が保健センターにて届出される場合

接種を受ける方の身分証明となるものと印鑑 及び 代理の方の身分証明となるものと印鑑

- ・ 市内の医療機関で接種される方は、届出は必要ありません。
直接 医療機関にて事前予約をしてから、接種を受けてください。
- ・ 入院や入所等の理由により、県外の医療機関で接種を受ける方は、
接種の前に保健センターにて所定の手続きをしてください。



お問い合わせ先

上石津保健センター 電話 45-2933